

平成26年度佐渡市社会福祉協議会事業計画

【基本理念】

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します

【基本方針】

少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、格差社会が解消できない状況のなか、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法などの権利擁護の問題など、地域における様々な課題は深刻化し、広がっています。

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを使命とする社協には、こうした地域の福祉課題を受け止め、近所同士で助け合う精神を育てるなど、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められています。

それには、地域住民の福祉への関心や参加を図り、見守り活動やいきいきサロンなどの小地域福祉活動やボランティア活動の推進、福祉教育などにますます力を入れなければなりません。

さらに認知症の高齢者や知的障がい者・精神障がい者の権利擁護や地域生活支援を着実に展開するために、日常生活自立支援事業や成年後見センターの体制整備などについて行政や福祉団体等関係機関に協働して取り組む働きかけを進め、機能の充実を図る必要があります。

介護保険事業所については、一人ひとりが経営感覚を持って業務にあたるとともに、社協が介護保険事業を行う意義を職員一人ひとりが認識し、質の高いサービスを提供しなければなりません。

地域交流センターや福祉センターは、固定観念にとらわれず、民間の活力を導入することや斬新なアイデアにより収益の確保ができる新たな取り組みが必要です。

佐渡市地域福祉活動計画及び社協発展・強化計画に基づき、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進めるため、地域や他法人との連携を図ると共に人材の育成・定着の環境づくりの対策を考察し、社協の健全な運営を行うために、以下の事業に積極的に取り組んでいきます。

【重点目標】

1 地域における支え合いの仕組みづくりの推進

高齢になっても障がいがあっても、地域で自分らしい生き方ができるように、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題についても地域で協力して解決していくことが求められます。これまで以上に職員一人ひとりが地域福祉活動の支援に取り組み、地域に出向き、ニーズ把握に努めます。

2 成年後見センターの機能充実

成年後見制度に関する相談支援、普及啓発及び後見人等の受任を行い、高齢者や障がい者等の権利擁護支援の推進に努めるとともに、市民後見人の養成・活動支援に取り組みます。

3 ボランティア活動の推進

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、市民が生活課題に関心を持ち、支え合い助け合いの精神のもとボランティア活動への参加を推進することが必要です。そのためには、ボランティア活動の輪を広げるとともに、ボランティアリーダーの育成に努めます。

4 総合相談、生活支援による福祉増進

市民が抱える生活全般の心配ごとや悩みごとを気軽に相談できる身近な相談所を充実するとともに、日常生活自立支援や生活福祉資金貸付等により高齢者等の生活支援に努めます。

また、地域包括支援センター等においては、高齢者の総合相談窓口として、心配ごとや悩みごとを気軽に安心して相談できるよう努め、地域住民の保健・医療の向上及び福祉増進に努めます。

5 介護サービス事業の経営強化と発展

介護サービス事業においては、入所施設の増設・増床や高齢者住宅などの新たな事業者の参入により、更に利用者の獲得に苦慮することが予想されます。利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応できる支援体制を整備し、職員全員が謙虚な心で良質なサービスの提供に努め、利用者や家族から選ばれる事業所を目指します。

平成 27 年度には介護保険制度の改正が予定されています。予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市町村が地域の実情に応じた取り組みが出来る介護保険制度の地域支援事業に移行されます。当法人の介護サービス事業の中心的な事業であり、今後の動向を注視し適切な対応を行います。

また、事故の防止、苦情への真摯な対応、機器材の保守に努め、安心安全なサービス提供を行い、地域や利用者に信頼される事業所を目指します。

6 福祉センター、地域交流センター等の経営強化

福祉センターについては、地域の福祉活動の拠点として活用を図るとともに、市内全域を視野に入れた事業を行い、施設の有効活用に努めます。また、用途の制限期間の終了する施設は、平成 27 年度以降の活用方法について検討します。

【実施計画】

1 地域における支え合いの仕組みづくりの推進

(1) 民生委員児童委員等との連携・強化

民生委員児童委員や社協事業所間と連携して地域課題の情報収集を行い、地域における支え合いの仕組みづくりの推進に努めます。

(2) 地域福祉懇談会の実施

地域のニーズや課題を把握するとともに、社協の目的、事業活動の周知をとおして、住民の福祉に対する関心を高めることを目的に開催します。また、高齢者等から個別に要望を聞きとることができるよう調査方法を検討します。

(3) 見守り活動の推進

単身高齢者世帯等への近隣住民の定期的な訪問や、支援のネットワークによる声かけ、訪問、気配りなどを行い不安や孤独感の解消を図ります。

- ・未実施地区について住民主体の見守り・支え合い活動を実施

(4) 地域の茶の間・いきいきサロン等の実施

日中孤立しがちな高齢者が、地域の茶の間・いきいきサロンに参加することにより閉じこもりの予防や仲間との交流による孤独感の解消を図ります。

- ・お試しサロンの実施
- ・子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集える地域の居場所づくり支援
- ・地域の茶の間実施団体への活動助成
- ・いきいきサロン実施団体への活動助成
- ・地域の茶の間・いきいきサロン交流会の開催

(5) 地域福祉会の組織化の推進

地域ぐるみの福祉の推進に向けコミュニティー（集落）単位に地域福祉会を結成し、住民主体の地域福祉活動の支援を行います。

- ・地域福祉会への活動助成金(活動実績に応じた助成配分)
- ・未実施地区について住民主体の福祉会の組織化を推進

(6) ふれあい招待昼食会の実施

ボランティア団体や地域住民の協力を得、単身高齢者等を昼食に招待することによって、地域の交流を進め、孤独感の解消等を図ります。

(7) おはようコール（お元気コール）の実施

単身高齢者等の安否の確認を電話で行い、健康状態の把握や孤独感の解消を図ります。

(8) 在宅介護者リフレッシュ事業の実施

家庭で寝たきりの方や認知症の方を介護されている介護者が集い、気軽に相談や話し合いを行い、介護負担の軽減を図ります。

(9) 生活支援ボランティア派遣事業(ごむしんネット)の実施

高齢者や障がい者に対し、有償のボランティアを派遣し、話し相手やゴミ出し、郵便物の確認、出入り口の除雪、買い物等の生活支援を行います。利用者の拡大について方法を検討

します。

(10) 配食サービスの実施

配達などにボランティア団体や地域住民の協力を得、単身高齢者世帯等にお弁当を届けるとともに安否確認を行います。

(11) 移送サービス事業の実施

公共交通機関を利用することが困難な高齢者や車椅子利用者の通院等を支援します。利用者の拡大について方法を検討します。

(12) 歳末たすけあい事業の実施

市民の歳末たすけあい募金により、要援護者に対し次のようなサービスを提供します。

- ・障子の張替
- ・鏡餅、年越しそばの配付
- ・おせち料理の配付
- ・神棚、仏壇、家の中の清掃
- ・出張理容サービス
- ・図書カードの配付

(13) 職員の人材育成・資質向上

地域の福祉・生活課題が多様化する中、課題解決に向けて取り組む地域福祉事業は、住民主体・参加を基本に福祉ニーズの把握や柔軟性のある活動を共通認識のもと進めます。

- ・地域福祉を推進するコミュニティーソーシャルワーカーの養成を検討
- ・研修会の開催

(14) 障がい者の地域生活支援

生活上の不安や支障を抱えた障がい者が安心して地域で暮らすために、市、団体、社協事業所間で連携し、新たな福祉サービス事業の展開に努めます。

- ・就労に向けた実習の受け入れ
- ・ニーズの把握のための障がい者団体との懇談会開催

(15) 第2次佐渡市地域福祉活動計画の実行

様々な福祉ニーズや福祉課題の解決を目指すため、地域住民をはじめ地域のさまざまな団体や行政と連携し実施します。

2 成年後見センターの機能充実

(1) 成年後見制度の利用等、権利擁護にかかわる相談及び利用支援

本人やその家族及び関係機関等からの相談を受け、必要に応じて、日常生活自立支援事業等の社会資源につなげます。

(2) 後見人等の受任

家庭裁判所の選任により後見人等となって支援を行うことで、地域のニーズ充足の一端を担うとともに、継続的・安定的な支援活動に努めます。

(3) 成年後見制度等の普及、啓発

市民や各団体等を対象にして成年後見制度のシンポジウムを実施します。また、制度の活用法など地域等にも出向き普及に努めます。

(4) 市民後見推進事業の実施

認知症高齢者の増加などにより、さらに増えると予測される成年後見制度へのニーズに応じていくため、運営委員や三士会(弁護士・司法書士・社会福祉士)の専門職団体とも連携しながら、市民後見人の養成・受任体制の構築に努めます。

- ・市民後見人等育成カリキュラムの実施
- ・市民後見人の推薦、受任体制の構築
- ・市民後見人の活動支援

(5) 権利擁護のネットワークづくり

後見人等を受任している専門職を対象として、事例検討や情報共有を図り、権利擁護支援のネットワークを広げます。

- ・研修会の実施

(6) 運営委員会の開催

事業の適切な運営を確保するため、運営委員会(弁護士、司法書士、福祉関係者等)を設置し、後見事業の運営や受任に関する助言、指導及び監督を行います。

- ・運営委員会 年10回

3 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンター・ステーション等の機能見直し

ボランティアがその善意と力を有効に発揮できるようボランティアセンターの機能強化を図るとともに、ボランティア連絡協議会の組織化について検討します。

- ・ボランティア活動活発化方策の検討

(2) 災害救援体制の整備

予期せぬ自然災害に備え、市民が災害時の救援活動を迅速に行えるよう災害救援ボランティアネットワークを拡充します。

- ・災害救援ボランティア講座の開催
- ・佐渡市や自主防災組織、関係機関との連携
- ・災害時における地域の体制づくりへの支援
- ・佐渡市総合防災訓練での災害ボランティアセンター運営マニュアルの活用

(3) ボランティア研修会等の開催

ボランティア活動を積極的に推進するため研修会等を開催し、人材の発掘・育成に努めます。

- ・支え合いマップ・インストラクター養成研修の開催
- ・いきいきサロン事業等スタッフ交流会の開催
- ・運転ボランティア養成講座の開催

(4) 発掘・相談・連絡調整

各施設・事業所・他団体との連携を図りながら、ボランティアやニーズを発掘し、ボランティア活動を広げます。

(5) 情報収集と情報提供

市民に広く情報を提供するため、社協だより及びホームページを通じてボランティア情報を発信するとともに、市民からの意見・ニーズ等の把握に努めます。

(6) 福祉教育事業の実施

児童にボランティア及び思いやりの心を育てることを目的に、ステーションと連携し、依頼のあった学校に出向き、「出前塾」を実施します。

- ・福祉教育推進座談会の開催

(7) 24時間テレビチャリティー募金活動の実施

ボランティアとともに24時間テレビチャリティー募金活動を実施します。

(8) 事業所・企業・退職者の会等のボランティア登録の促進

事業所・企業・退職者の会等へボランティア登録を呼びかけます。

- ・職場等を対象とした出前講座の検討
- ・ボランティア登録促進の方法を検討

4 総合相談、生活支援による福祉増進

(1) 心配ごと相談所の開設

市民の日常生活のあらゆる相談に応じ、相談員が適切な助言、援助を行って地域住民の福祉の増進を図ります。

(2) 弁護士による法律相談の実施

市民の法律相談に対応するため、県弁護士会の協力を得て両津ブロック、相川ブロック、佐和田・金井ブロック、新穂・畑野・真野ブロック及び小木・羽茂・赤泊ブロックで実施します。

(3) 日常生活自立支援事業の推進

要支援者等の自立、日常生活の維持のため福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、支払い、金融機関からの払出・預入等の援助を行います。また、生活支援員のなり手が不足していますので、関係機関等に周知し、支援員の獲得に努めます。

- ・支所単位での支援員交流会の開催

(4) 苦情解決の適切な対応

利用者のサービスに対する信頼性の確保を図り、さらに充実したサービス体制を確立するため苦情解決の仕組みによる適切な対応に努めます。

(5) 生活福祉資金等の貸付支援

低所得者、障がい者、高齢者世帯を対象に、また失業により生計の維持が困難となった世帯の生活の安定と自立を目的とし資金の貸し付けを行います。

(6) 地域包括支援センターの受託

高齢者が住みなれた地域で、その人らしい生活の維持ができるよう総合相談窓口として

の機能強化に努めます。

また、3職種の専門性を活かし検証しながら効果的な支援に努め、次の3つを重点におき事業を行います。

- ・ 困難な状況にある高齢者を専門的・継続的な視点から支援する。
- ・ 担当圏域包括ケア会議を通して、地域の課題を明確にし、課題解決に努めるとともに地域のネットワークを強化する。
- ・ 市と連携し認知症相談会を開催することにより、認知症の早期発見、早期対応に努める。

(7) 在宅介護支援センターの受託

地域包括支援センターから離れている地域の高齢者の相談を受け付けるため、在宅介護支援センターを市から受託し、運営します。

- ・ 両津在宅介護支援センターいわゆり
- ・ 両津在宅介護支援センターかんぞう
- ・ 松ヶ崎在宅介護支援センターまつさきの里

(8) 介護予防教室の実施

市の委託を受け、地域の身近な会場で開催し、健康チェック・運動機能を向上させるメニューを取り入れることにより、高齢者が要介護状態になることを予防します。

(9) 福祉用具貸与事業

介護保険制度に該当しない方や身体障がい者の方に介護用ベッド、車椅子等の無償貸与を行います。

(10) 介護者教室の実施

家庭で寝たきりの方や認知症の方を介護されている介護者やこれから介護される方に介護技術を学んでいただき、介護負担の軽減を図ります。

(11) 男の介護教室、料理教室

男性に進んで介護に参加してもらうため、介護技術の基本を学んでいただきます。また、生活面での自立を促すため料理教室を開催します。

5 介護サービス事業の経営強化と発展

(1) 訪問介護事業所の経営 5ヵ所

- ① 利用者のニーズに迅速・柔軟に対応できる体制を整え、利用者や家族から選ばれる事業運営を行います。
- ② 高齢者や障がい者の心身上の問題点を理解し、「利用者本位」「自立支援」に向けて、信頼される事業所を目指します。
- ③ 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどの関係機関との連携を密接に行い、利用者の心身の状況にあった良質なサービスを提供し、利用者・家族から選ばれる事業所を目指します。
- ④ 利用者に関する情報を共有するために定期的な部内会議を開催します。また、有資格者

の確保、職員の資質向上を図るための研修会実施により、良質なサービス提供を行います。

- ⑤ 介護保険認定申請中の方や老人施設又は病院から外泊中の方及び訪問介護事業の利用者が緊急を要する場合に、訪問介護サービスを提供することにより高齢者等が健やかに地域社会において自立した生活が送れるよう支援します。(介護保険外訪問介護事業)

(2) 訪問入浴介護事業所の経営 1ヶ所

- ① 居宅での入浴の援助を行うことにより、身体の清潔の保持と心身のリラックス、また、心身機能の維持、及び家族の負担軽減を図り、安全でよりよいサービスの提供に努めます。
- ② 事業所 PR と関連機関への営業活動を積極的に行うとともに、介護支援専門員や関係機関と連携し、利用者の獲得に努めます。

(3) 通所介護事業所の経営 10ヶ所

- ① 利用者の身体的、精神的な状態及び家族における介護負担を把握した上で、利用者一人ひとりの自己決定を尊重したサービスの提供を行います。
- ② 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を密に行い、ニーズを的確に把握するとともに求められるサービスの提供に努めます。
- ③ 施設内の衛生管理及び安全管理の徹底、事故や感染予防に努めるとともに、職員研修の充実を図り職員の資質向上、サービスの質の向上を目指します。
- ④ 地域での福祉拠点として信頼され、身近な施設として利用されるよう周知を図り、安定した経営に努めます。特に過疎化が顕著な周辺地域においては地域ぐるみでの利用促進を図ります。
- ⑤ 必要な改修等は計画的に実施するとともに、保守・管理を励行し不具合の未然防止に努め長期の安定した経営を行います。
- ⑥ パンフレット等を活用し、施設を PR することにより利用者の獲得を目指します。
- ⑦ 利用者や介護者の声に耳を傾け、満足度の高いサービス提供を行います。

(4) 短期入所生活介護事業所の経営 1ヶ所

- ① 利用者や家族のニーズに合ったサービスの提供に努め「利用者本位」「自立支援」に向けた良質なサービスを心がけ、安心して満足いただける施設づくりを目指します。
- ② 段階別の内部研修等を計画的に行い、職員一人ひとりの資質向上を図るとともに、統一したサービスができるよう職員間の情報共有に努め、良質なサービスを提供します。
- ③ 介護機器等の衛生管理及び安全管理の徹底、事故や感染予防に努め、安心・安全なサービス提供に努めます。

(5) 居宅介護支援事業所の経営 12ヶ所

- ① 地域の身近な相談窓口として利用者や家族のニーズに応じ、柔軟・迅速に対応します。
- ② 可能な限りその居宅において「自立した日常生活」を営むことができるよう、利用者や家族の希望をお聞きし、心身の状況、その環境に応じた居宅サービス計画を作成します。
- ③ 利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立った謙虚な心でサービス提供を行い、医療機関、施設や地域関連機関等との連携を図り、市民に選ばれ信頼される事業所を目指し

ます。

- ④ 入所施設の増床等により、重度の利用者が減少傾向にあります。特定事業所加算の取得に影響がでる可能性があるために、特定事業所加算の取得事業所について検討を行います。
- ⑤ 介護保険サービス外の地域福祉事業の理解をより深め、必要な方へのサービス利用に繋げることで、地域での生活が継続できるよう支援を行います。

(6) 認知症対応型共同生活介護施設の経営 1ヶ所

- ① 入居者と共に生活する家庭的な雰囲気のもとで、認知症であっても、安らぎと喜びのある生活を継続していけるような工夫を行い、サービスを提供します。
- ② 地域福祉事業やボランティア、民間の福祉団体と連携して、地域交流を積極的に行い、地域に根ざした施設運営を図ります。
- ③ 終末期支援について医療処置はできないが、施設として出来ることを検討し、協力病院、家族と連携を図りながら可能な限り対応していく体制作りを行ないます。

6 福祉センター等の経営強化

(1) 老人福祉センターの経営

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を図ります。

- ・真野老人福祉センター寿楽荘

(2) 福祉センター等の経営

ボランティア活動の推進、研修等の活性化、交流促進など社会福祉の進行に向け、市民が利用しやすい親しみのある福祉センターの管理運営を行います。

- ・両津福祉センターしゃくなげ
- ・小木福祉保健センターつくし
- ・赤泊福祉保健センターやすらぎ

(3) 地域交流センター（温泉、プール、宿泊施設）の経営

サービスの更なる向上と経費の節減を行うため、民間事業者への業務委託を行い収支差額の改善を行います。

- ・地域交流センターワイドブルーあいかわ
- ・地域交流センター金井温泉金北の里
- ・地域交流センター新穂湯上温泉
- ・地域交流センター畑野温泉松泉閣

(4) 高齢者住宅の経営

高齢者が安心して、健康で明るい生活を送れるよう住宅を提供し、支援します。

- ・畑野高齢者住宅やわらぎの里

7 子育て支援の取り組み

(1) ファミリーサポートセンターの受託

仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを推進するとともに、地域の子育てを支援します。

(2) 児童館「ちのわの家」の管理運営

健全な遊びを通して児童健全育成に努めます。

(3) 子育てサロンの開催

子どもの遊び場や親同士が気軽に集える場を提供し相互交流を促進します。

8 福祉情報の提供・啓発活動の推進

(1) 社会福祉大会の実施

市民ならびに福祉関係者の参加のもと、佐渡市社会福祉大会を佐渡市社会福祉協議会設立10周年記念大会として開催し、住民参加による福祉の島づくりのための理解と意識の高揚を図ります。

(2) 佐渡市社協だよりの発行

市民に福祉活動への参加意識をもってもらうため、社協の事業内容や地域での福祉活動の紹介をします。

(3) ホームページの活用

市民が必要とする情報及びサービスをインターネットで見ることができるようにホームページに掲載します。

(4) 福祉まつり等の実施

施設を開放し、利用者はもとより、ボランティア、一般市民などが広く参加するなかで各種の出し物や企画を楽しむとともに社協を理解してもらいます。

(5) 福祉バザーの支援

福祉バザーへの協力支援を行います。

(6) 介護職員初任者研修の実施

佐渡島内における介護人材育成の一助として、県から介護職員初任者研修事業者の指定を受け、研修を実施し介護基盤の整備を図ります。

9 法人運営機能

(1) 理事会

業務執行上の事項及び当面する課題について審議し、その企画立案を行います。

(2) 評議員会

運営管理上の重要事項及び事業執行上の基本方針について審議決定を行います。

(3) 監事会

運営管理、業務の執行状況及び財産の状況等について監査を行います。

(4) 委員会

法人経営及び各種事業の適正な運営を図るため、法人運営委員会、地域福祉委員会及び介護サービス委員会において所管する事業の検討を行います。

(5) 経営会議

会長、副会長に対し業務執行上の近況報告をし、法人全体の事業運営及び経営について協議します。(月1回)

(6) 支所長会議

各支所の近況報告及び、当面する課題についての方策を検討します。

(7) 役員研修の実施

法人運営機能の強化、社会情勢の変化への機敏な対応、危機管理の徹底などの様々な課題を解決するため、また先駆的・開拓的な事例を吸収し、社協の強化と発展を図るため、役員研修を実施します。

(8) 事業評価の実施

管理サイクル(計画、実行、評価、改善)を徹底し、サービスの維持・向上、継続的な業務改善を行います。

(9) 会員組織拡充の推進

会員は減少傾向にあるが、社協事業のPR等により社協への理解と賛同を得ることで、一般会員及び賛助会員の加入の促進に努めます。

(10) 人材育成の推進

庶務部会でテーマをまとめ、多数の職員が受講できる形での自主研修と、県・市・県社協等が開催する体系的な研修会を計画的に受講させ、職員の資質向上を図ります。また、参加者は研修内容について伝達研修を行い、自己学習の推進と知識向上を図ります。

(11) 人事考課制度の取り組み

公平処遇、働きがいのある職場づくり、効率的な事業運営を図るために人事考課制度の実施及び職員研修に取り組みます。

10 その他の取り組み

(1) 戦没者慰霊祭の実施

戦没者の慰霊のため、戦没者慰霊祭を実施・協力支援を行います。また、慰霊祭の方法について遺族会や市と協議します。

(2) 佐渡市老人クラブ連合会の事務・事業協力

佐渡市老人クラブ連合会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。

(3) 佐渡市身体障がい者福祉協議会の事務・事業協力

佐渡市身体障がい者福祉協議会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。

(4) 佐渡市手をつなぐ育成会の事務・事業協力

佐渡市手をつなぐ育成会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。